

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則  
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(税 務 課)

一

## 告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定  
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退  
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更  
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更  
○農用地利用配分計画の認可  
○県営土地改良事業計画の縦覧  
○道路の区域変更  
○道路の供用開始

(精神保健推進室)

(障害福祉課)

(同)

(同)

(同)

(農業振興課)

(農村振興課)

(道 路 課)

(同)

## 公 告

○財政状況の公表  
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定  
○開発行為に関する工事の完了  
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告  
○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表  
○定期監査結果に対する措置の公表

(財 政 課)

(障害福祉課)

(建築宅地課)

(教育庁教育企画室)

一 一  
八

## 雑 報

## 規 則

○宮城県市町村職員共済組合平成三十年年度決算の要旨の公表  
○仙台市職員共済組合平成三十年年度決算の要旨の公表  
正 誤  
○宮城県公報第七号(令和元年五月二十八日付け)中

一 三  
一 五  
一 七

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第五十七号

## 宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。  
第四十二条の三各号列記以外の部分及び第一号中「及び第六節」を削り、同号イ中「並びに第五十四条及び第五十四条の二」を削り、同号ロ中「本節及び第六節」を「次号」に改め、同号ハ中「並びに第五十四条及び第五十四条の二第二項」を削り、同条第二号ホ中「日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。第五十四条第一項第二号ホにおいて同じ)」を「日本産業規格(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十條第一項に規定する日本産業規格をいう)」に改め、同号ヘ中「第五十四条第一項第二号へにおいて同じ」を削る。

附則第九項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。  
別表様式第二十八号(裏)を次のように改める。

様式第28号

(裏)

※記入の前に右側の注意事項をご確認ください※

1 口座への入金をご希望される場合は【口座振込依頼書】に必要事項を記入・押印の上、支払元の県税事務所にご郵送ください。なお、本人口座に限り、

2 窓口での受取が可能な銀行は、七十二銀行の各本支店及び仙台銀行の支店です。

(1) 銀行窓口での受取をご希望される場合は【受領証】に必要事項を記入・押印してください。

(2) 代理人の方に受取を委任する場合は【委任状】に必要事項を記入・押印してください。その場合代理人の方が【受領証】に必要事項を記入・押印してください。

口座への入金をご希望される場合に記入してください

【口座振込依頼書】表欄の金額を下記口座に振り込み願います。

年 月 日

(住所又は所在地) \_\_\_\_\_

(氏名又は名称及び代表者氏名) \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 ( )

金融機関名	本支店名			
預金種別	普通	当座	口座番号	
口座名義人カナ				

銀行窓口での受取をご希望される場合に記入してください

【受領証】表欄の還付金を受領しました。

(本人又は代理人) (銀行の窓口で還付金を受け取る方)

年 月 日

(住 所) \_\_\_\_\_

(氏 名) \_\_\_\_\_ 印

※ 代理人が受け取る場合は、代理人が記入・押印してください。  
この場合、本人による下記委任状欄の記入・押印が必要です。

代理人の方に受取を委任する場合に記入してください

【委 任 状】表欄の還付金受領を \_\_\_\_\_ 年 月 日

(代理人) (委任される人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ に委任しました。

(委任者) (この通知を受けた本人)

(住所又は所在地) \_\_\_\_\_

(氏名又は名称及び代表者氏名) \_\_\_\_\_ 印

1 この通知書は、あなた（貴社）に納めていただいた税金のうち表記（還付発生理由）により納め過ぎとなりました分を、地方税法第17条等の規定によりお返しした（する）こと又は未納となっている県税に充当したことをお知らせするものです。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

3 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 この通知についてのお問い合わせは、当所還付担当課に申し出てください。

5 この処分があったことを知った日の翌日から起算して5年を経過しますと時効となり、表欄の還付金を受け取る権利がなくなりますのでご注意ください。

※ 印はいずれもシャチハタ印、スタンプ印は不可となります。

※ 受領証欄と委任状欄に押印する際、同一の印鑑は使用しないでください。

※ 印刷受領 裏面は、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十二条の三の改正規定は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による様式については、当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十四年宮城県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「精神障害者」の下に「(以下「入院患者」という。)」を加え、「直系血族及び兄弟姉妹」を「絶対的扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)」に、「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の規定による前年分の所得税額」を「(以下「所得割」という。の額)」に改める。

2 所得割の額の算定方法は、前項の規定によるほか、次に定めるところによる。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族(十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。及び同法第三百十四号の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。))があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)

二 入院患者又はその配偶者若しくは当該入院患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市

(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

三 入院患者又はその配偶者若しくは当該入院患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のイ又はロに定めるとおりとする。

イ 地方税法第二百九十五条第一項(第二号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

ロ イに該当しない者である場合は、地方税法第三百十四号の二第一項第八号に規定する額(同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第三百十四号の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表中「~~所得割~~」を「~~所得割~~の額」に「147万円」を「56万4千円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。))前の入院に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院措置を受けていた者であつて、施行日以後も引き続き入院措置を受けている場合(改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づき認定を行った結果、新たに費用を徴収されることとなつた場合に限る。))における当該措置入院者に係る費用徴収額については、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当該措置入院者が退院するまでの間に限り、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第五百九十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和元年五月十六日次の者を指定した。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
上野 達也	外 科	みやぎ県南中核病院	大河原町字西三十八番一号
東條 裕	呼吸器内科	みやぎ県南中核病院	大河原町字西三十八番一号
佐々木伸也	循環器科	公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
望田 幸	循環器科	公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
濱田 一路	循環器科	公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
白井 雄	整形外科	公立黒川病院	大和町吉岡字西松木六十番地
武山 大輔	外 科	公立黒川病院	大和町吉岡字西松木六十番地
早坂 麻美	呼吸器内科	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一号
入野 樹美	神経内科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	利府町青葉台二丁目二番百八号
木村 俊一	消化器外科	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一号
宮下 武彦	循環器科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地

○宮城県告示第五百九十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
梶原 大輝	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
高野 広之	整形外科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
宮澤恵美子	腎臓・内分泌臓	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
檜森 興	整形外科	公立黒川病院	大和町吉岡字西松木六十番地
力丸 暘	整形外科	公立黒川病院	大和町吉岡字西松木六十番地
川村 善宣	耳鼻咽喉科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	利府町青葉台二丁目二番百八号
佐藤 貞幹	泌尿器科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
高橋 里美	外 科	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一号
松浦 一登	頭頸部外科	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一号
村上 享	整形外科	宮城県立循環器・呼吸器病センター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一号
伊藤 康博	心臓血管外科	宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五番一

○宮城県告示第五百九十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新	旧
井上 寛一	内 科	所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地
木村 周	循環器科	名 称	名 称
		所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地
		名 称	名 称
		所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地

齋藤 隆幸	整形外科	栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川地北原畑二十三番	公立黒川病院	大和町吉岡字西
佐々木盛力	リハビリテーション科	医療法人社団健康育会 石巻健育会病院	石巻市大街道西三丁目三番二十七号	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
佐藤 博宣	整形外科	医療法人 医徳会 真壁病院	東松島市矢本字鹿石前百九番地	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一
佐藤 正幸	外科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七番一	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一
関井 威彦	内科	登米市立米谷病院	登米市東和町米地字元町二百番	南三陸病院	南三陸町志津川字沼田十四番三
平潟 洋一	呼吸器科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番一	宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五番二
洞口 潔	整形外科	医療法人社団 洞口会名取中央クリニック	名取市増田字柳田八番	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
宮本 彰	内呼吸器科	社団医療法人将道会 総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号	宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五番二

○宮城県告示第五百九十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
	新	旧	
米地 真	医療法人米地会 よねち内科クリニック	いづつ内科循環器科クリニック	多賀城市高橋四丁目十四番六号

○宮城県告示第五百九十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年六月二十八日

一 農用地利用配分計画の概要  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 認可年月日  
令和元年六月二十八日

○宮城県告示第五百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県宮瀬峰地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和元年六月二十八日から令和元年七月二十九日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年六月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 馬場只越線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
-------	----------------	-------------	----

気仙沼市唐桑町只越二二一番六地先から 同市唐桑町境六番一四地先まで					
後B		A	前B		A
C	八・〇 二五・〇	五・〇 一四・四	八・〇 二五・〇	一一・五 五六・三	五・〇 二六・〇
	八六〇・〇	五九四・〇	一一二・〇	八六〇・〇	七八三・〇
上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。					

○宮城県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年六月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	馬場只越線	気仙沼市唐桑町只越一二八番一地从先から同市唐桑町唯越三〇番九地先まで	令和元年 六月三十日 午後一時

### 公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊二のとおり公表する。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次の

とおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
カワチ薬局多賀城店	多賀城市笠神四丁目八一	令和元年六月一日
ツルハドラッグイオンタウンス本調剤薬局	東松島市小松字谷地二〇八他	令和元年六月一日
正明薬局調剤センター	大崎市古川諏訪二丁目二一四十四	令和元年六月一日
くるみ薬局	大崎市古川穂波四丁目二一十四	令和元年六月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称	一 多賀城市山王字南寿福寺六番一、七番一、八番
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	一 多賀城市南宮字町八十番地 浦山 勝雄

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 宮城県教育情報ネットワーク（SWAN）無線機器等整備（第三期）及び貸借等業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結日から令和七年八月三十一日まで
- 4 履行場所 村田高等学校ほか（三十三か所）

## 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 公告の日から過去五年以内に国、都道府県又は指定都市の基幹ネットワークの無線機器等の整備に係る契約を締結し、履行した実績（賃貸借契約内での整備も含む。）を有すること。

10 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が、1から7までの要件の全てを満たしていること。

(二) 構成員のいずれかが、8及び9の要件を満たしていること。

(三) 企業連合の構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

11 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ令和元年七月十六日（火）までに申請すること。

## 三 入札書の提出場所等

## 1 電子システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、

あらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。  
 2 郵送又は書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 宮城県教育庁教育企画室情報化推進班(担当 高砂 電話〇二二二二二一三六一二)  
 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和元年六月二十八日(金) から令和元年七月八日(月) まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年第七十八号)に規定する祝日(以下「祝日」という。)を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

4 入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書等の交付を受け、電子調達システム又は郵送若しくは持参により入札参加資格確認申請を行い、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

令和元年八月二日(金) 午前九時から令和元年八月八日(木) 午後五時まで

(二) 郵送による場合

令和元年八月二日(金) 午前九時から令和元年八月八日(木) 午後五時までにこの場所まで到達すること(郵送方法は、簡易書留郵便等配達記録がなされるものに限る。)

(三) 持参による場合

6 の開札日時及び場所に持参し、提出すること。また、提出の際は、4 の入札参加資格確認結果の通知の写し及び代理人による入札の場合は委任状を持参すること。

6 開札の日時及び場所

令和元年八月九日(金) 午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十六階共用図書室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第一百三条及び第一百四十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Maintenance (phase 3) and leasing of wireless equipment, etc. for Miyagi Prefecture Education Information Network (SWAN) (1 set)

2 Period of Implementation : From contract settlement to August 31, 2025

3 Place of Implementation : Murata High School and 32 other locations

4 Deadline and Place of Bid Submission : August 8, 2019, 5 : 00 p.m. Information Technology Promotion Section, Education Planning Division Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture

5 Place and Time of Bid Selection : August 9, 2019, 10 : 00 a.m. Miyagi Prefectural Government Office, 16<sup>th</sup> Floor, Library Room

6 Contact Information : Information Technology Promotion Section, Education Planning Division Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel.: 022-211-3612

7 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

**監査委員**

〇宮城県監査委員告示第十一号  
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城

県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和元年 6月28日

宮城県監査委員	中 島 源 陽
宮城県監査委員	す じ ょ う
宮城県監査委員	石 森 建 二
宮城県監査委員	成 田 由 加 里

記

1 監査委員の報告日  
平成31年 3月28日

2 通知のあった日

令和元年 5月31日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 団体名 阿武隈急行株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

県は、本県・福島県・沿線市町・阿武隈急行株式会社で構成する「阿武隈急行線再生支援協議会」に参画し、施設・設備補修の中長期的な計画や増収・経費縮減など、今後の経営見直しを協議し、経営改善を図るために助言・指導を行っている。

沿線人口の減少に伴い通勤定期・通学定期利用者が減少傾向にあるなど、阿武隈急行株式会社は厳しい経営状況にあることから、県では平成25年度から阿武隈急行線の利用促進を目的とし、沿線の角田市、柴田町、丸森町の3市町が実施する各種施策に対し、事業費の1/2を補助する「阿武隈急行線利用促進事業」を実施している。

平成30年度は、従前から実施している学校や一般団体等の利用に対する運賃補助のほか、新たに、サイクリングやびなまつりに着目した集客イベントを実施するなど、阿武隈急行線の利用促進に向けた施策を展開した。

これまでも会社支援のあり方を検討してきたが、将来的な課題を見据え、今後は福島県及び沿線市町と連携し、より具体的な支援のあり方を検討していく。

(2) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

イ 監査委員の報告の内容

生活福祉資金貸付金償還金において、多額の長期滞留債権が認められたので、引き続き改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

宮城県社会福祉協議会においては、滞納者への重点指導として、市町村社会福祉協議会に対して償還指導状況の訪問調査と、償還率向上に向けての援助を行うなど、関係機関との連携を強化するとともに、特に、緊急小口資金特別貸付については、償還の促進に向け、平成30年度に滞納者の生活状況を把握するための調査を行うなど、未収金の縮減に取り組んでいる。

県としては、生活福祉資金貸付金の貸出及び償還等の進捗状況を管理するとともに、宮城県社会福祉協議会との意見交換を適宜行い、未収金の縮減が一層進むよう指導と助言を行っている。

(3) 団体名 地方独立行政法人宮城県立病院機構

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 期末において、債務超過が認められたので、運営改善を図る必要がある。

(ロ) 当期純利益が3期連続でマイナスとなっていたので、運営改善を図る必要がある。

(ハ) 診療報酬において、請求が遅延しているものが認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 宮城県立病院機構は、民間の医療機関では対応困難な政策医療や高度・専門医療を県民に提供することを目的とし、政策医療の目的を達成するために県では運営費負担金等による財政的支援を行っているところである。

債務超過となっている現時点においても、法人の長期借入金の借入先は地方独立行政法人法第4条第4項に基づき県相手に限られていることから、借入金等については、問題は発生していない。

しかし、平成27年度決算以降赤字が続いていることを受け、県では第3期中期目標（平成31～34年度）において債務超過額の縮減に努める旨明記したほか、中期計画の収益・費用に係る項目等への定量的目標を定め、平成32年度（令和2年度）までに病院機構全体として経常収支比率100%以上を達成することを求めた。

この結果、法人では中期計画において債務超過の縮減に努める旨定めたほか、手術数や患者紹介率、材料費の対医業収益比率縮減などの項目等において定量的目標を設定し収支の改善に努めている。

今後とも県として、運営改善について継続的に指導していく。

(ロ) 平成27年度決算以降赤字が続いていることを受け、県では第3期中期目標（平成31～34年

度)において、中期計画では収益・費用に係る項目等への定量的目標を定め、平成32年度(令和2年度)までに病院機構全体として経常収支比率100%以上を達成することを求めている。このことを受け、法人では中期計画の中で、手術数や患者紹介率、材料費の対医業収益比率縮減などの項目において定量的目標を設定し収支の改善に努めている。

また、平成31年度の単年度計画においては定量的目標上の数値を中期計画上の数字を上回る形で設定しており、運営改善に係る中期計画の早期の目標達成に向けて取り組んでいるところである。

今後とも県として、運営改善について継続的に指導していく。

イ) 生活保護受給者に係る医療券発行には、各福祉事務所と法人間の手続きが必要となるが、法人側での意見書提出の遅延が発生したことから、法人では意見書作成の迅速化や福祉事務所への早期の発行依頼に取り組み、受給者の受診月内に請求が完了するよう努めているところである。

県としても、経営上の観点から、早期に請求することが望ましいため、法人が滞滞無く請求を完了できるよう働きかける。

(4) 団体名 公益財団法人翠生農学振興会

イ 監査委員の報告の内容  
助成金の交付決定において、選考過程での決裁承認に不明瞭な点が認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容  
前回の指摘後、県としては財団に対し、平成30年6月に事務局長が選出されたことから、事務局体制の強化・会議の招集及び議事録等の書面整備をするよう指導してきた。

県の指導を受け、その後財団では委員が集まり、審査基準を策定し、併せて採点票を制定した。

しかしながら、助成金の交付にあたり、審査基準及び採点票を各委員から徴収したものの、最終的な意思決定については書面の作成を失念してしまい、平成30年度も同様の指摘を受けた。

このことから、県としては事務局長の責任を明確化し、各理事がチェックを行い、相互に牽制を行うこと、理事長が適切なマネジメントを行うよう改めて指導を行った。

(5) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 期末において、債務超過が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

(ロ) 当期純利益が3期連続でマイナスとなっていたので、経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 鉄道会社の経営改善にあたっては、これまで「仙台空港鉄道株式会社改革支援プラン行動計画」の実施や、県からの借入金金利及び元本償還期間の見直し、また、一層の利便性向上に向けて仙台国際空港株式会社、JR東日本等の関係機関が一堂に会して意見交換を行う「仙台空港アクセス鉄道の利便性向上等に関する意見交換会」(以下「4者協議」という。)を開催するなど、鉄道会社の経営安定化に向けた措置を講じてきたところである。

平成30年度においては、鉄道会社の「中期経営計画」が策定され、平成31年3月に県の「仙台空港鉄道株式会社経営健全化方針」を策定し、今後の改善方針などを明確化した。また、鉄道利用者数に直結する空港旅客の増加に向けて航空路線の拡大と利用促進等を図るとともに、4者協議を開催して意見交換を行った結果、平成31年3月のダイヤ改正において、混雑緩和に向けた一部列車の編成両数変更が行われ、鉄道利用者の利便性向上が図られたところである。

空港旅客の増加に伴う鉄道利用者の増加により、平成30年度の利用者数は過去最高となる370万人を記録し、運輸収入が開業以来初めて10億円を超えるなどした結果、平成30年度については単年度黒字化に至った。

県としては、鉄道会社の早期の経営安定化に向けて、引き続き鉄道会社の取組を支援していくとともに、関係機関と連携した取組を実施していく。

(ロ) 鉄道会社の経営改善にあたっては、これまで「仙台空港鉄道株式会社改革支援プラン行動計画」の実施や、県からの借入金金利及び元本償還期間の見直し、また、一層の利便性向上に向けて仙台国際空港株式会社、JR東日本等の関係機関が一堂に会して意見交換を行う「仙台空港アクセス鉄道の利便性向上等に関する意見交換会」を開催するなど、鉄道会社の経営安定化に向けた措置を講じてきたところである。

平成30年度においては、鉄道会社の「中期経営計画」が策定され、平成31年3月に県の「仙台空港鉄道株式会社経営健全化方針」を策定し、今後の改善方針などを明確化した。また、鉄道利用者数に直結する空港旅客の増加に向けて航空路線の拡大と利用促進等を図るとともに、4者協議を開催して意見交換を行った結果、平成31年3月のダイヤ改正において、混雑緩和に向けた一部列車の編成両数変更が行われ、鉄道利用者の利便性向上が図られたところである。

空港旅客の増加に伴う鉄道利用者の増加により、平成30年度の利用者数は過去最高となる370万人を記録し、運輸収入が開業以来初めて10億円を超えるなどした結果、平成30年度については単年度黒字化に至った。

県としては、鉄道会社の早期の経営安定化に向けて、引き続き鉄道会社の取組を支援していくとともに、関係機関と連携した取組を実施していく。

○宮城県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和元年6月28日

宮城県監査委員	中 島 源 陽
宮城県監査委員	す じ ょ う
宮城県監査委員	石 森 建 二
宮城県監査委員	成 田 由 加 里

記

1 監査委員の報告日

平成31年3月28日

2 通知のあった日

令和元年5月31日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額  
 現年度分 657,736,383円  
 過年度分 914,685,865円  
 合 計 1,572,422,248円

・平成28年度収入未済額  
 現年度分 860,900,853円  
 過年度分 1,023,590,663円  
 合 計 1,884,491,516円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減対策3か年計画（平成28年3月策定）、平成30年度県税事務運営及び平成30年度県税事務実施計画に基づき、納期内納税を広報するとともに、滞納が発生した場合には、早期の折衝・財産調査を行ったほか、納税能力があるにもかかわらず滞納している者に対しては、換価・取立てが容易な預金・給与等の債権を中心に積極的に差押を行った。また、それでも解決しない案件については、差押自動車のタイヤロック、搜索、公売等を実施するなど、組織的、集中的に滞納整理を行った（3件の公売による417千円の県税充当を含む、計248件、6,678千円の換価・取立てを行った。）。

さらに、収入未済額の9割以上を占める個人県民税については、賦課徴収を行っている仙台市との間で住民税徴収対策会議を開催するなどして、情報の共有と還付金の情報提供を行うなどの徴収支援対策に取り組み、徴収の確保と収入未済額の縮減に努めた。

今後とも仙台市と連携強化を図るとともに、これまでの対策を継続して実施していき収入未済額縮減に繋げていく。

(2) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額  
 現年度分 125,891,267円  
 過年度分 141,197,741円  
 合 計 267,089,008円

・平成28年度収入未済額  
 現年度分 125,107,412円  
 過年度分 145,485,744円  
 合 計 270,593,156円

ロ 措置の内容

平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成30年度県税事務運営」及び「平成30年度事務実施計画」に基づき次のとおり収入未済額の縮減と徴収確保に努めた。

個人県民税については、管内市町村と協働で滞納整理等を行う実働組織「チームT.O.T.O」による対象案件として42件（市町村共通の納税者20件含む）の滞納整理を実施し、一層の滞納額縮減に努めた。また、「チームT.O.T.O」対象事案以外にも自動車税等の還付金の差押23件

や共同催告103件など市町村支援のための各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、「県税滞納額縮減対策3か年計画」に掲げる差押などの滞納処分を中心とした取組を徹底するため、納税第一班において地区割り担当制を廃し、初動調査チームと処分チームの2チームで業務を実施した。このことによりすべての案件に対し早期の財産調査と預貯金、給与、自動車などの差押を実施することができた。また、長期滞納事案や換価の見込めない長期差押財産の見直しを行い、徴収緩和制度も適切に適用し、収入未済額の縮減に努めた。

(3) 仙台地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

海岸占用料に係る事務処理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。

(内容)

適用する条例を誤ったもの。

・ 正適用条例 海岸占用料等条例

・ 誤適用条例 財産の交換、譲与等に関する条例

ロ 措置の内容

占用（使用）許可の担当者を海岸保全区域とそれ以外の土地改良財産に分けて、適用条例を混同しないよう改めたほか、複数で確認するチェック体制を徹底した。

(4) 気仙沼地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

工事において、誤った施工により対策工事が生じる事態が認められたので、今後再発しないよう対策の徹底を講じられた。

(内容)

防潮堤の建設工事において、設計や施工の確認が不十分だったため、本来計画した高さよりも高く施工した。

ロ 措置の内容

・ 本件発覚直後、直ちに水産漁港部において部内会議を開催し、事案の発生原因を早急に究明するとともに他の施工中の箇所についての調査を実施した。その結果、防潮堤の高さが計画と相違している案件はないことを確認した。

・ 今後、同様なミスを生じさせないための措置として、

① 主務課からの通知（平成30年4月13日付け漁復号外）を受け、各事業の設計や工事の受

注者との適時・適切な書面による協議の実施、契約図書の照査の徹底、各段階検査等を実施している。

② 各工事に提出書類チェックリストを細かく作成して各工事の進捗状況、受注者と担当者との打ち合わせ内容や指示事項、提出書類の確認を細かく行っている。

③ 受注者と管理職による個別意見交換を実施して監督員の問題点を指導し、受注者に対する適切な指導や工事監理に努めている（平成30年度中に2回実施）。

④ 再発防止に向け、所内会議において、全職員に対し注意喚起を指示するとともに、各事業について複数人によるチェック体制を強化するよう指示した。

・ なお、令和元年5月1日付けで副班長を2名体制とし、若手職員への技術指導の役割を担う職員を配置した。

(5) 仙台土木事務所

イ 監査委員の報告の内容

河川占用料の測定誤りにより、還付金及び還付加算金の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。

(内容)

河川占用料について、平成26年度から平成29年度まで誤って測定し、還付金及び還付加算金が発生した。

・ 件数 4件

・ 還付金額 779,280円

・ 還付加算金額 31,500円

ロ 措置の内容

・ 歳入測定に係る個別起案については、稟議の際に複数人により内容確認を行い、チェックシートを付け、誤りを発見した場合は、起案者にフイードバックし修正させることとした。  
・ 処理件数が膨大になる年度初めの一括測定の際には、上記に加えて添付の一覧表についても同様にチェックし、起案者に誤りを修正させることとした。

(6) 松島高等学校

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支給額の誤り及び未払いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。

(内容)

臨時職員の追給すべき賃金について、事務局監査時点で未払いとなっていたもの。

・件数 1件  
 ・未払い額 43806円

措置の内容  
 予算措置後の平成31年2月19日に口座振込により43,806円を本人に追給した。

事務処理について、本校では担当者任せにせず、各人毎に異なる色のワーカーを用いて確認する体制をとっている。事務室内で緊密な情報共有を図り、関係法令、処理手順等を確認し、複数人によるチェックを確実に実施するなどして、事務処理に遺漏のないよう内部統制が十分に機能するよう努める。また、出納員の果たすべき役割・責任は極めて大きいものと再認識し日頃の業務に当たっていく。

(7) 石巻工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

団体会計等において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

他団体からの補助金受入口座等から、私的に流用したものを。

- ・件数 33件
- ・金額 4,936,770円
- ・期間 平成25年7月から平成29年2月まで

措置の内容

職員会議で適正な職務執行と信頼回復を校長が指示するとともに、「宮城県石巻工業高等学校学校徴収金会計事務に関する取扱要領」の遵守を徹底した。また、会計処理チェック体制の検討を行いつつ、次のことを実施した。

- 1 金融機関への出入金を用務依頼簿兼現金管理簿により、出納責任者(事務室長)がその都度確認を徹底した。
- 2 業者支払い後、出納責任者が速やかに精算確認を行い、支出後の支払遅延の防止と現金保管を抑制した。
- 3 出納責任者が毎月、各会計の出納簿と通帳の照合を行い、適正な事務処理を確認した。事務室長の担当会計は、次席出納責任者の事務次長が確認を行った。
- 4 各学校徴収金の会計を担当する職員を対象に会計の取扱いに関する説明会を開催し、「宮城県石巻工業高等学校学校徴収金会計事務に関する取扱要領」を共通理解のもと事務処理の適正化と事故防止を図った。

(8) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、不適切な支出が認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

ガソリン等購入券を、私的に使用したものを。

- ・件数 218件
- ・金額 1,320,672円
- ・期間 平成24年4月から平成30年3月まで

措置の内容

全所属に対し、ガソリン等購入券の適正な取扱等について指示するとともに、全所属の取扱状況を点検し、指示内容の確実な履行について徹底を図った。

雑 報

○宮城県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成三十年度決算の要旨を公告する。

令和元年六月二十八日

宮城県市町村職員共済組合

理事長 大 友 喜 助

宮城県市町村職員共済組合平成30年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
13	20	1	17	51

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市町村長	特定消防	市町村長長期	船員一般	任意継続	合 計
組 合 員 数 (人)	16,838	32	1,816	2	9	263	18,960
標準報酬月額 (千円)	長期	6,017,442	19,430	637,620	1,240	3,850	6,679,582
	短期	6,292,902	26,060	637,620	1,960	3,850	7,048,792
1人当たり標準報酬月額 (円)	長期	357,373	607,188	351,112	620,000	427,778	357,254
	短期	373,732	814,375	351,112	980,000	427,778	371,772

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	23	2	1	1	1	1	29

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)												
負担金	5,529,342	15,004,334	783,253	166,057			229,406	177,542				
掛金・保険料	5,612,607	9,469,381	783,244					172,570				
施設収入・商品売上									273,030			
連合会交付金	221						103,407				306	
利息及び配当金	611				4,640	17,460	136	166	389	505,859	33,513	
その他収入	708,583						1	13,070	310	21,350		14,285
他経理から繰入金							42,681		90,000			
前年度繰越支払準備金	788,902											
計	12,640,266	24,473,715	1,566,497	166,057	4,640	17,460	375,631	363,348	363,729	527,209	33,819	14,285
(支 出)												
給付金	5,333,566											
負担金払込金		15,004,334	783,253	166,057								
掛金・保険料払込金		9,469,381	783,244									
役職員給与							157,531	19,180	122,046	4,981	7,568	4,331
特定健康診査等費								20,283				
旅費・事務費							14,072	4,598	1,716	3,021	2,306	268
商品仕入									8,104			
飲食材料費									53,796			
委託費							6,738	8,432	8,033	39		
支払利息					4,640	17,460				447,054	20,164	5,073
退職者給付拠出金	22,900											
前期高齢者納付金	2,486,103											
後期高齢者支援金	2,276,704											
病床転換支援金	11											
介護納付金	1,028,437											
連合会払込金	141,506										3,089	
連合会拠出金	402,041											
他経理へ繰入金								90,000				
その他支出	5,776						191,526	258,386	168,089	3,206	2,146	2,104
次年度繰越支払準備金	804,828											
計	12,544,553	24,473,715	1,566,497	166,057	4,640	17,460	369,867	400,879	361,784	458,301	35,273	11,776
差引当期利益金	95,713						5,764		1,945	68,908		2,509
差引当期損失金								37,531			1,454	
年度末支払準備金	804,828											
年度末資本剰余金							40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	3,098,347						359,261	1,126,929	120,640	2,213,066	643,025	176,805

○仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和元年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成三十年度決算の要旨を公告する。

令和元年六月二十八日

仙台市職員共済組合

理事長 藤 本 章

仙台市職員共済組合平成30年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び標準報酬の月額、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市 長	特定消防	継続長期	任意継続	合 計
組 合 員 数 (人)	8,178	1	1,007	1	67	9,254
標準報酬の月額 (千円)	長期	3,549,150	620	444,210	560	3,994,540
	短期	3,615,630	1,270	444,950		4,090,040
1人当たり標準報酬の月額 (円)	長期	433,988	620,000	441,122	560,000	434,804
	短期	442,117	1,270,000	441,857		442,023

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	6	1	7

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付
(収 入)										
負担金	2,859,962	8,881,694	462,158	97,392			57,689	96,106		
掛金・保険料	2,890,695	5,596,268	462,123					93,677		
利息及び配当金					223	6,291			112,065	16,868
その他収入	330,772						50,117	6		180
他経理からの繰入金							15,094			
前年度繰越支払準備金	421,756									
計	6,503,185	14,477,962	924,281	97,392	223	6,291	122,900	189,789	112,065	17,048
(支 出)										
給付金	2,781,608									
役職員給与							43,425	2,037	1,626	6,717
旅費・事務費							10,011	331	220	963
委託費							7,537	2,172	271	202
支払利息					223	6,291			95,542	6,513
連合会払込金	81,769	14,477,962	924,281	97,392						1,558
連合会拠出金	232,154									
老人保健拠出金	0									
退職者給付拠出金	15,269									
前期高齢者納付金	697,921									
後期高齢者支援金	1,282,210									
病床転換支援金	6									
介護納付金	574,482									
他経理へ繰入金	15,094									
その他支出	2,114						63,282	171,511	584	1,341
次年度繰越支払準備金	418,241									
計	6,100,868	14,477,962	924,281	97,392	223	6,291	124,255	176,051	98,243	17,294
差引当期利益金	402,317						△ 1,355	13,738	13,822	△ 246
年度末支払準備金	418,241									
年度末資本剰余金										
年度末利益剰余金	2,228,406						56,906	476,624	430,833	1,180,243

正 誤

○宮城県公報第七号（令和元年五月二十八日付け）中

ページ 段

四 下

行

後ろか  
ら六

正

仙台市（次の図に示す部分に限る。）、名取市（次の図に示す部分に限る。）

誤

名取市（次の図に示す部分に限る。）